

船舶事故調査報告書

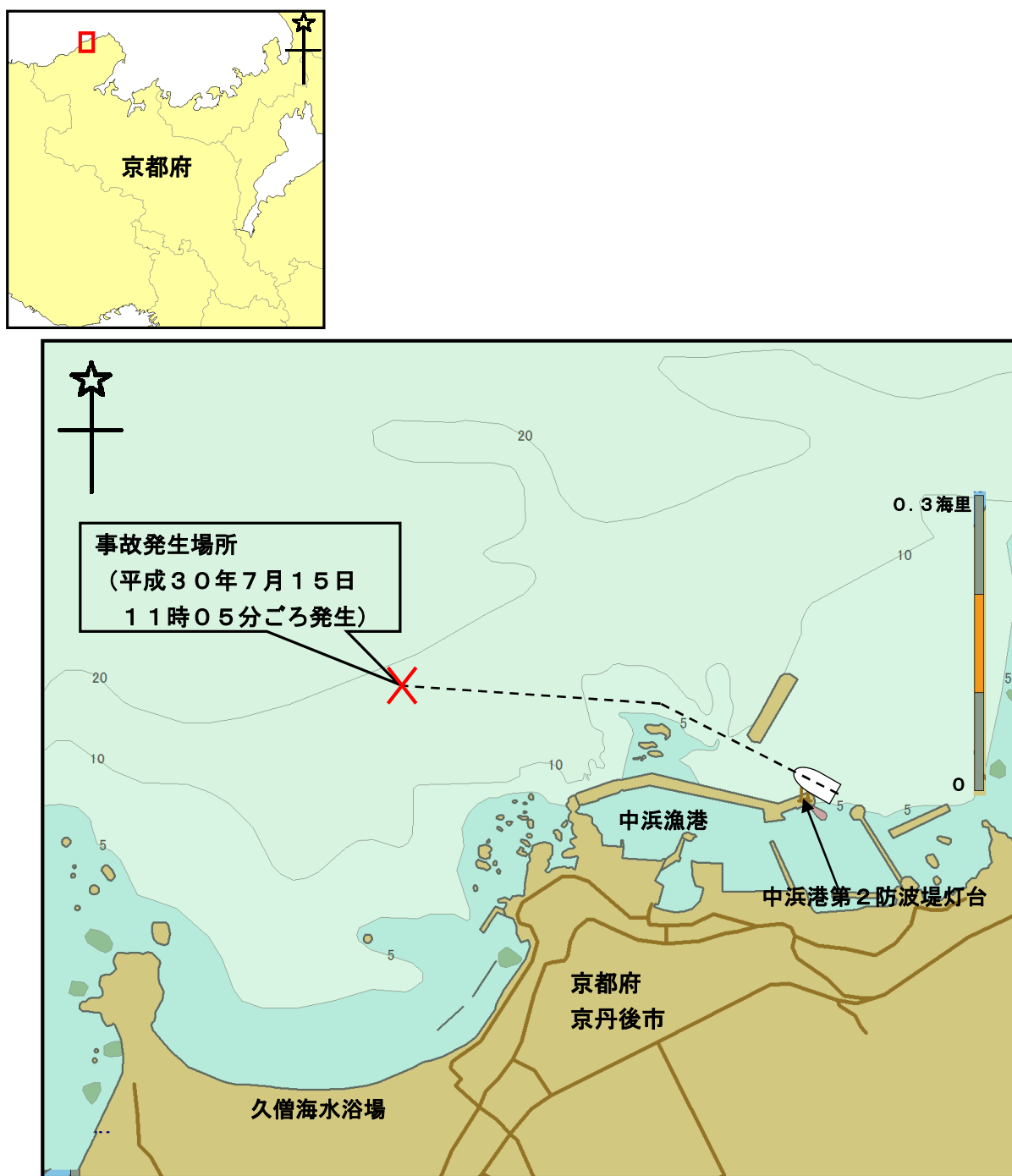
平成31年3月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	潜水者負傷
発生日時	平成30年7月15日 11時05分ごろ
発生場所	京都府京丹後市中浜漁港北西方沖 中浜港第2防波堤灯台から真方位283°87.0m付近 （概位 北緯35°45.8′ 東経135°10.2′）
事故の概要	プレジャーボート飛龍丸は、西進中、潜水者に接触し、潜水者が負傷した。
事故調査の経過	平成30年9月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 飛龍丸、0.6トン KT3-8637（漁船登録番号）、個人所有 6.17m (Lr) × 1.64m × 0.68m、FRP ガソリン機関、29.40kW、昭和60年4月15日 第251-11765号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成17年6月27日 免許証交付日 平成26年6月30日 （平成32年6月26日まで有効） 潜水者 男性 44歳
死傷者等	重傷 1人（潜水者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：波向 西、波高 約0.3m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者5人を乗せ、平成30年7月15日11時00分ごろ、京丹後市犬ヶ岬 ^{いぬがみさき} 周辺の遊覧を行う目的で、中浜漁港を出航した。 船長は、目視で周囲を確認し、航行中の船舶を見掛けなかったため、航行の支障となる他船はいないと思い、右舷船尾部にある物入れのハッチカバー上に腰を掛け、左手で船外機のスロットル兼操縦ハンドルを握り、時折、中腰の姿勢で周囲を見渡して他船の有無を確認し

	<p>ながら、約12～13ノットの対地速力で西進していたところ、11時05分ごろ同ハンドルに軽い衝撃を感じた。</p> <p>船長は、数日前、本船で航行中に平成30年7月豪雨の影響で漂流していた流木と接触したことがあり、その時と同程度の衝撃だったので、再度、流木と接触したのではないかと思い、プロペラの状況を確認しようと本船を停船させたところ、後方から叫び声が聞こえ、振り返ると潜水者が手を挙げているのを認め、潜水者と接触したことを知った。</p> <p>本船は、船長が、反転して救助に向かい、同乗者と協力して潜水者を船上に引き揚げたところ、潜水者が臀部を負傷していたので、携帯電話で救急車の要請をするとともに、海上保安庁及び警察に本事故の発生を通報した後、中浜漁港に帰港した。</p> <p>潜水者は、京丹後市久僧海水浴場に到着した後、知人3人と共に06時00分ごろから同海水浴場沖で、ゴムによる発射装置が付いたやす（漁具の一種で、長い柄の先に数本に分かれた鋭い鉄をつけ、魚介を突いて捕らえるもの）を使用して素潜りしながら魚類の採捕を開始した。</p> <p>潜水者は、一旦、砂浜に戻って知人と共に朝食をとったり休憩したりした後、09時30分ごろから魚類の採捕を再開した。</p> <p>潜水者は、漁獲がなく、疲労を感じてきたこともあり、海面上に頭を出した状態で砂浜に戻ろうかと考えていたところ、突然、後頭部に衝撃を感じ、頭部が海中に没して身体が反転した際に臀部及び左踵部にも衝撃を感じた。</p> <p>潜水者は、上体を起こした後、海面上に頭を出して周囲を確認し、遠ざかる本船を認めたので、本船に向かって大声で叫んだところ、本船が反転して戻り、救助された。</p> <p>潜水者は、中浜漁港に到着した後、救急車により病院に搬送され、両臀部裂創、左踵部裂創及び左踵骨骨折（の疑い）と診断された。 （付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船、写真2 本船の船外機 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の同乗者は、本事故当時、左舷船尾部にある物入れのハッチカバー上に1人、船体中央部の両舷に各2個置かれた計4個のプラスチック製の箱の上に他の4人がそれぞれ腰を掛けていた。</p> <p>船長は、ふだんから本事故発生場所付近海域を航行することが多かったが、これまで潜水者及び遊泳者を見掛けたことがなかったので、本事故当時、潜水者がいるとは思わなかった。</p> <p>船長及び本船の同乗者は、本事故発生前、潜水者の存在に誰も気付かなかった。</p> <p>潜水者は、平成27年ごろからやすを使用した魚類の採捕を始め、知人から本事故発生場所付近の海底には根や岩があり、魚類が集まる</p>

	<p>場所である旨のアドバイスを受け、本事故当時、魚類の採捕を行っていた。</p> <p>潜水者は、本事故当時、黒色のフード付きのウェットスーツ、足ヒレ、シュノーケル及びゴーグルをそれぞれ着用し、全長約4mの黒色のやすを持ち、航行中の船舶が判別しやすいよう、やすを半分程度（約2m）海面上に出していたものの、潜水中を示す旗などを掲げていなかった。</p> <p>潜水者は、臀部及び左踵部に衝撃を感じた際、着用していたウェットスーツの損傷状況及び自身の負傷状況から本船の船外機のプロペラ翼に接触したと本事故後に思った。</p> <p>潜水者は、本事故発生前、本船が後方から接近していた上、本船の機関音及び航走音が聞こえなかったため、接触するまで本船の存在に気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>本事故発生場所付近の水深は、約15～17mであった。</p> <p>潜水者及び潜水者の知人は、それぞれ違う場所で魚類の採捕を行っており、本事故時、同知人は、魚類の採捕を終え、全員砂浜に戻っていた。</p> <p>潜水者は、本件海域でやすによる徒手採捕は許可されていたものの、京都府漁業調整規則第44条により、ゴム又はばねなどの発射装置を有するやすを使用して魚類の採捕を行うことが禁止されていることを知らなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、中浜漁港北西方沖を西進中、船首方の潜水者に気付かずに航行を続け、潜水者と接触して負傷させたものと考えられる。</p> <p>船長は、これまで本事故発生場所付近で潜水者を見掛けたことがなく、潜水者が潜水中を示す旗などを掲げていなかったことから、船首方の潜水者に気付かなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、中浜漁港北西方沖を西進中、船首方の潜水者に気付かずに航行を続け、潜水者と接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潜水者は、潜水中を示す旗等を掲げるなど、周囲の船舶に対して自身の存在を明確に表示すること。

図1 事故発生経過概略図



日本水路協会発行の航海用電子参考図 (new pec) 使用

写真1 本船



写真2 本船の船外機

